

富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託 公募型プロポーザル方式公告 企画提案募集要項

次のとおり、公募により法人等から企画提案を募集し、内容を審査のうえ、最良の提案をした者を随意契約の相手方の候補者とする手続き（公募型プロポーザル方式）を実施する。

令和8年4月3日

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 趣旨

本業務は、富士北麓県有地の高度活用を通じて、「富士北麓」の地域ブランドの向上と適正な賃料に基づく安定財源の確保に資する質の高い活用を図ることを目的とした、高度活用事業者の公募実施に向けて、事業者サウンディング、公募条件の整理・検討、募集要項等の作成等の支援を行うものである。

この取り組みを進めるにあたり、企画提案公募により業務委託の候補とする事業者を募集する。

2 企画提案を求める業務の概要

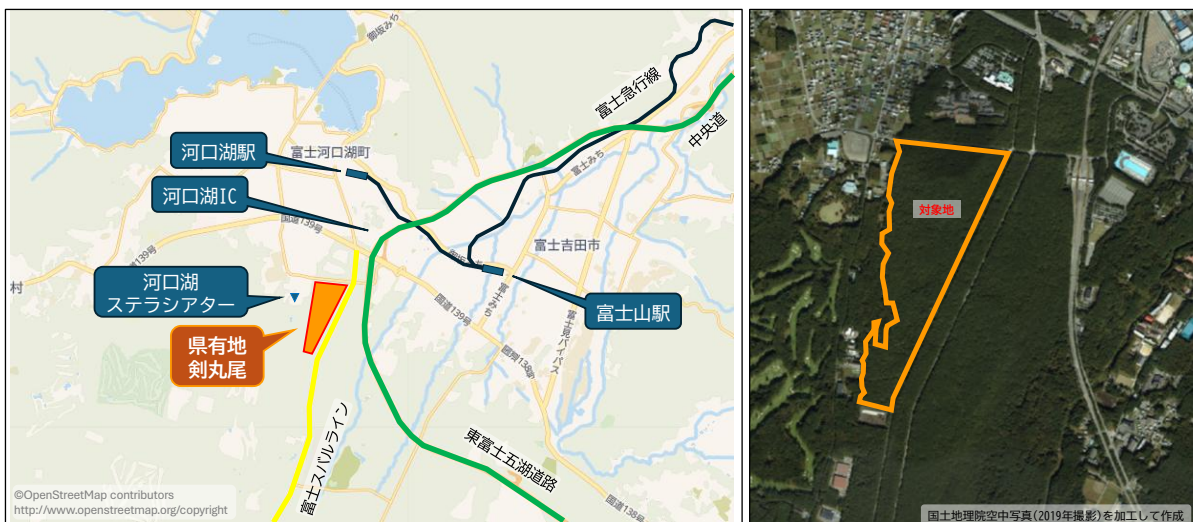
(1) 委託業務の名称

富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託

(2) 委託業務の内容

別添「富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）による。

対象となる富士北麓県有地の位置は、次の図のとおり。



富士河口湖町船津剣丸尾 6663-1 (約 488,000 m²)

(3) 企画提案を求める具体的内容の項目

別紙1「富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」による。

(4) 業務委託期間

契約締結の日から令和8年12月28日(月)までとする。

(5) 予算上限額

金38,346,000円(消費税及び地方消費税を含む)

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(6) 事業の流れ

ア 委託業務内容詳細の協議

契約締結後、応募を受けた企画提案をもとに、業務実施の詳細、具体的な実施スケジュール等について両方で協議し決定する。

イ 委託業務の実施

契約後遅滞なく、本件企画提案公募で採択された企画提案書、業務仕様書、上記「ア」の協議結果を踏まえて委託業務を開始すること。

ウ 実施報告

事業の実施結果を報告書にまとめ、県に提出すること。

3 応募資格

- ・ 本件業務に類似する業務の経験や専門知識を有していること。
- ・ 本件業務が効果的に実施できる体制が整えられていること。
- ・ 本件業務の実施に支障が無い経営状況にあること。
- ・ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号(一般競争入札の参加者の資格に関する規定)に定める者に該当しないこと。
- ・ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立て、または、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- ・ 「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」による指名停止措置期間中の者でないこと。
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- ・ 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ・ 当該公募案件に参加しようとする者の間に次の【資本関係又は人的関係がある者の同一案件への参加制限の基準】に示す1～3の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

【資本関係又は人的関係がある者の同一案件への参加制限の基準】

1 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社をいう。(2)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(2)において同じ)の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。但し(1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

エ 組合の理事

オ その他業務を遂行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者

(2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3 その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

※上記の条件をすべて満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合は、応募を認めないことがある。

4 日程（予定）

令和8年4月 3日（金）	募集開始
4月13日（月）	募集要項説明会
4月14日（火）	現地説明会
4月15日（水）午後5時	参加申込書提出期限・質問受付期限
4月22日（水）	参加資格審査結果の通知
5月 8日（金）午後5時	企画提案書提出期限
5月12日（火）～20日（水）のうちいずれか1日	企画提案審査
企画提案審査の翌日（翌日が土曜日の場合は翌週の月曜日）	結果通知・契約締結・業務着手
12月28日（月）	事業完了（事業完了報告書の提出）

5 企画提案の応募に関する説明会・書類提出等

(1) 担当部署（書類提出先・質問受付）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館3階
山梨県高度政策推進局 高度政策企画イニシアチブ
電話 055-223-1842
電子メールアドレス koudo@pref.yamanashi.lg.jp

(2) 募集要項説明会の実施（任意参加）

本募集要項の説明会を開催する。

- ・ 実施日時 令和8年4月13日（月）午後1時30分開始（所要時間20分程度）
- ・ 実施形式 オンラインで開催
- ・ 内容 本募集要項についての説明
- ・ 参加申込 参加希望者は、電子メールに次の事項を記載して申し込むこと。
 - ①事業者の名称
 - ②参加者の氏名（参加者は2名までとする。）
 - ③参加者の電話番号（当日連絡が取れるもの）
 - ④参加を希望する説明会の種別（募集要項説明会・現地説明会）メールの件名は「富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託説明会申込」とすること。
申込先メールアドレス：koudo@pref.yamanashi.lg.jp
- ・ 申込期限 令和8年4月10日（金）正午
- ・ 任意参加 募集要項説明会への参加は任意である。参加の有無は、企画提案プレゼンテーション審査における最優秀提案者及び委託候補者の決定において一切考慮しない。
- ・ その他 説明会の詳細については、参加申込のあった企業に別途連絡を行う。後述する「5（3）現地説明会の実施（任意参加）」に記載の現地説明会にも参加を希望する場合は、その旨記載を行うこと。

(3) 現地説明会の実施（任意参加）

本業務が対象とする富士北麓県有地において、土地の現況を説明するための現地説明会を開催する。

- ・ 実施日時 令和8年4月14日（火）午後1時30分開始（30分程度を予定。開始時間等は申込状況を勘案し、変更する場合がある。）
- ・ 集合場所 山梨県立富士山パーキング（山梨県富士吉田市上吉田 5597 - 84）
- ・ 内容 敷地の外周道路から土地の現況を確認
- ・ 参加申込 参加希望者は、電子メールに次の事項を記載して申し込むこと。
 - ①事業者の名称
 - ②参加者の氏名（参加者は2名までとする。）
 - ③参加者の電話番号（当日連絡が取れるもの）
 - ④参加を希望する説明会の種別（募集要項説明会・現地説明会）メールの件名は「富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託説明会申込」とすること。
申込先メールアドレス：koudo@pref.yamanashi.lg.jp
- ・ 申込期限 令和8年4月13日（月）正午
- ・ 移動手段 現地説明会の実施中は自動車により移動するため、移動手段は各参加者が確保すること。
- ・ 任意参加 現地説明会への参加は任意である。参加の有無は、企画提案プレゼンテーション審査における最優秀提案者及び委託候補者の決定において一切考慮しない。
- ・ その他 説明会の詳細については、参加申込のあった企業に別途連絡を行う。上述の「5（2）募集要項説明会の実施（任意参加）」に記載の現地説明会にも参加を希望する場合は、その旨記載を行うこと。

(4) 参加申込書類の提出と参加資格審査

ア 参加申込書類

本件企画提案募集に応募する者は、参加資格を審査するため、次の書類を提出すること（各1部）。

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 誓約書、役員名簿（様式2-1・2-2）
- ・ 資本関係・人的関係等に関する調書（様式2-3）
- ・ 履歴事項全部証明書【写し可】（書類受付日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 会社概要が把握可能な書類（会社パンフレット等）
- ・ 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

※ 都道府県税の納税証明書（県税に未納がない旨の証明書）

国税の納税証明書（その3の3）

イ 参加申込書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出期限 令和8年4月15日（水）午後5時必着
- ・ 提出方法 郵送又は持参（持参は土日・祝日を除く午前9時から午後5時とする。）

ウ 参加資格審査

- ・ 参加申込書類により審査を行う（書面審査）。

- ・ 選定方法は、別紙2「富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（参加資格審査）」のとおりとする。
- ・ 審査の結果は各参加申込者に連絡する。
- ・ 企画提案書の作成・提出の要件を満たす者として選定されなかった者は、上記の連絡を受けた日の翌日から起算して7日（県の休日を除く）以内に、書面（様式自由）により理由について説明を求めることができる。

(5) 企画提案に際して参考となる資料の提供

参加申込書類を提出した者に対し、企画提案の検討の際に参考になると考えられる次の資料を提供する。（資料の提供方法等については、参加申し込みのあった企業に対して、別途連絡を行う。）

- ア 県有林高度活用戦略策定業務（先行業務）成果品
- イ 対象地位置図
- ウ 対象地森林情報（森林調査簿等）
- エ 対象地周辺県営施設施工時の調査情報
- オ 土地活用方針（原案）
- カ その他県が提供を要すると判断した資料

(6) 企画提案に関する質問の受付

本件に関する質問は、質問書（様式3）により受け付ける。

- ・ 受付期限 令和8年4月15日（水）午後5時必着
- ・ 質問方法 電子メール（電子メールの件名には「富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託企画提案質問」と記載すること）
電子メールアドレス koudo@pref.yamanashi.lg.jp
- ・ 回答方法 回答は、原則として参加資格審査により選定された全ての企画提案者に対し、電子メールにより回答する。回答は令和8年4月17日（金）午後5時までに行う。
- ・ その他 電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合の質問等は、一切受け付けない。

(7) 企画提案書類の提出

ア 企画提案書類

本業務に企画提案をする者は、業務仕様書に基づき、別紙1「富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託に係る企画提案選定の手順及び審査の基準（企画提案審査）」に掲げる項目について記載し、次の書類を提出すること。

- ・ 企画提案書（様式4・様式4-1）
紙媒体：正本1部、副本5部、電子媒体：PDFファイル
- ※ A4判15ページ以内（様式4-1の表紙を除く）とすること（縦型・横型いずれでも可）。
A3判はやむを得ない場合に限り使用することとし、片面、横折込みとする。
- ・ 見積書（任意様式・積算内訳を記載）
紙媒体：正本1部、副本5部、電子媒体：PDFファイル

イ 企画提案書類作成上の注意点

- ・ 企画提案審査は審査委員が企画提案者を特定できない方法で運営する。このため、企画提案書の様式4-1において、企画提案者の名称を記載するのは表紙のみとし、その他の部分には一切記入しないこと。
- ・ 見積書は企画提案者名や住所等が記載された一般的な内容とすること。
- ・ 見積書には、業務仕様書4の項目を踏まえてそれぞれの経費明細を記載すること。

ウ 企画提案書類の提出期限・提出方法

- ・ 提出方法・期限 電子媒体 電子メール 令和8年5月8日（金）午後5時必着
（到着確認のため、電子媒体送付時に電話にて連絡すること。）
紙媒体 郵送又は持参 令和8年5月11日（月）午後5時必着
（持参は土日・祝日を除く午前9時から午後5時とする。）
- ・ 提出場所 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館3階
山梨県高度政策推進局 高度政策企画イニシアチブ
電話 055-223-1842
電子メールアドレス koudo@pref.yamanashi.lg.jp

エ 企画提案書の提出辞退

参加資格確認申請書提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「辞退届出書（様式5）」を企画提案書の提出期限までに、5（7）ウの提出場所へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

6 企画提案審査

企画提案書の審査は、富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託に係る企画提案審査会（以下「審査会」という。）が行う。

次のとおりプレゼンテーション・ヒアリングを行い、最優秀提案者を決定する。

- 日時 令和8年5月12日（火）～20日（水）のうちいずれか1日を予定
（申込状況等を勘案し、決定次第別途連絡を行う。）
- 場所 東京都内 又は 山梨県庁（詳細は、決定次第別途連絡を行う。）
- プレゼンテーション・ヒアリングの時間
 - ・ 30分程度（提案書説明15分、質疑応答10分、準備時間を含む。）
 - ・ 提案書説明については、15分が経過した場合は、直ちに終了とする。
- その他
 - ・ プレゼンテーション・ヒアリングは、企業ノウハウの流出防止及び委託候補者選定の公正性確保のため非公開で行う。
 - ・ 企画提案の説明及び質疑への応答は、主担当者となる者が行うこととし、参加者は3名以内とする。
 - ・ やむを得ない事情がある場合を除き、プレゼンテーション・ヒアリングに欠席、または、遅刻した場合は、選定から除外する。
 - ・ プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象としない。
 - ・ 上記のほか、プレゼンテーション・ヒアリングの実施詳細は企画提案者に別途連絡を行う。

7 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合の企画提案は無効とする。

- ① 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- ② 所定の日時及び場所に企画提案書類等を提出しないとき。
- ③ 提案に関して談合等の不正行為又は参加に際して事実を反する申し込みや提案等の不正行為があったとき。
- ④ 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。
- ⑤ 審査会の委員又は担当部局職員に対して、直接又は間接的に本公募に関し援助を求めたとき。
- ⑥ 本要項に規定する参加資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次のいずれかに該当するとき。
 - ・ 本要項に規定する参加資格を満たさなくなったとき。
 - ・ 提出書類に虚偽の記載があったとき。
 - ・ 2件以上の企画提案をしたとき。
- ⑦ ①～⑥のほか、本要項に定める手続きに適合していないとき。

8 選定結果の通知・公表

- ・ 選定如何に関わらず、企画提案者にはそれぞれの審査結果を個別に通知する。
- ・ 企画提案プレゼンテーション審査における選定結果をもとに、県が委託候補者を決定し、当該事業者との随意契約手続きを行う。

ただし、委託候補者と協議が整わず契約の見込みがないとき、または、委託候補者が契約締結までの間に本提案に参加する資格を満たさなくなったときは次点の者と契約の交渉を行う。
- ・ 選定結果と契約内容は、契約締結後、山梨県のホームページで公表する。

なお、ホームページでの公表の内容は、評価基準、配点及び各企画提案者の評価基準ごとの得点と総合点、契約者の名称、契約締結年月日、契約金額等とし、契約者以外の企画提案者の名称は公表しない。

9 契約に関する事項

- ・ 契約書は2通作成し、双方記名押印して、各自1通を所持するものとする。
- ・ 山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2に該当した場合、契約保証金は免除する。
- ・ 企画提案書等に記載された事項は、契約後においては、「業務仕様書」と併せ、本件契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、業務の目的のために修正すべき事項がある場合には、内容を追加、変更又は削除する。
- ・ 契約書案は別添「富士北麓県有地高度活用事業者公募支援業務委託契約書（案）」のとおり。

10 その他

- (1) 企画提案及び契約手続き並びに業務実施における山梨県との間で使用する言語及び通貨
 - ・ 日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類の取り扱い

- ・ 提出書類に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する（契約後に仕様書として扱うものを除く）。
- ・ 提案内容に含まれる特許権等日本国の法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。
- ・ 提出書類は返却しない。

(3) 企画提案応募に関する費用負担

- ・ 提案者が本企画提案応募に要した一切の費用については、すべて提案者自身が負担すること。
- ・ 契約を締結するまでの間、本要項に定めた条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないこともある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(4) 山梨県との連絡・調整

選定された場合には、県の担当職員と密接な連絡・調整を行いながら事業を進めるものとする。

(5) 秘密の保持

本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 応募等の制限

本件業務の受託者（再委託又は下請け等の者を含む。）は、本件業務の対象となる富士北麓県有地の高度活用事業者の選定に応募し、又は参画すること及び当該選定に応募し、又は参画しようとする事業者のアドバイザーとなることができないものとする。当該受託者と資本関係又は人的関係があると認められる者も、同様とする。

1.1 問合せ・連絡先

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 本館3階
山梨県高度政策推進局 高度政策企画イニシアチブ
電話 055-223-1842
電子メールアドレス koudo@pref.yamanashi.lg.jp